

令和5年9月15日

令和5年第9回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年9月15日 午前10時00分 岩国市民文化会館 小ホールにおいて総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	4番	隅 ふじ江
5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎	7番	上尾 家隆
9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子
15番	刀裨明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

3番	松宮 榮昭	8番	藤本 哲	12番	原田 孝親
13番	林 聖文	14番	藤村 浩司		

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	木村 茂泰
周東支所	沖田 史典	錦支所	香西 和久
美和支所	田村 尚巳		

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内13名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子
----	-------	----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 現況証明

## 9 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、13名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、4番隅 ふじ江委員と5番藤中 京子委員を指名いたします。  
よろしく申し上げます。

「議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、174㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

では、追加説明いたします。

申請地は、平田出張所から西へ約1kmのところに位置している農地です。申請地は譲受人宅入り口横の土地のため、譲渡人は雑草が伸びると迷惑になることなど気にかけておられ、譲り渡すことを希望し、譲受人も自宅横で管理しやすく、利便性もよく、譲り受けることとしたものです。現状のまま、自給用の果樹園として管理していくとのことでした。

8月29日、調査項目に従い、事務局とともに現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

なお、譲受人自宅の無断転用について、現地でご主人に農地転用の手続きが必要であることを事務局とともに説明して、ご理解いただきました。どうぞよろしくおねがいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

つぎに、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,358 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第15番

それでは、追加説明を行います。

申請地は北河内出張所から北東へ約550mに位置する農地です。

譲渡人は、遠方に居住しており、申請地を相続したものの耕作はせずに草刈り等の管理を長年に渡り譲受人にしてもらっており、この度譲渡することにしたとのことです。譲受人は、申請地が勤務先の会社から近いこともあり、譲渡人より依頼されて草刈り等の管理を行ってきたが、譲渡人からの強い要望があり、譲り受けることにしたということです。譲り受け後は、家族とカボチャ・オクラ等の野菜類を栽培し、営農に力を入れていきたいとのことです。

8月30日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。現在は、休耕状態ですが、いつでも耕作可能な状態に管理されており、近隣への悪影響もなく3条許可は適当と思われれます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

それでは、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、63 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、川下出張所から北に約 370mに位置する農地です。

譲受人は、10代から申請地付近で野菜を耕作していたが、このたび遺産分割協議が成立し、相続することとなり隣接地である申請地を購入し、家庭で消費する野菜を栽培したいということです。

8月29日に事務局職員とともに現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

それでは、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、788㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は、祖生出張所より南東へ約 600mに位置します。

当該地は、この地域の圃場整備の際、田から畑に変更するということで、盛り土をされていましたが、登記を変更されることはなく、畑としても休耕状態で、行事がある際に駐車場として利用されておりました。譲渡人は、許可申請書にも記入しているとおおり、昭和62年に売買により取得しましたが、適正管理にかなわない状態にあることから、周辺保全を図るためにも権利移動したいとのこと。譲受人も申し出を受け、新たに農業経営を図るため譲渡を受け入れたものです。申請地は、自宅から100mのところであり通作にも問題ありません。取得した際は、梅などの果樹を作付けします。作付けに当たっては、工機が必要な場合は作業委託で対応するとし、防草管理に必要な草刈り機は2台所有しており、自宅倉庫に保管しております。作付け及び育成管理は申請人が行います。また周辺農地が日陰にならないよう、樹高も調整するそうです。

8月23日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

続いて、「議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

1番につきましては、10番委員が、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

<10番委員 退出>

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、294㎡ほか1筆、合計885㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、共同住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書等、必要書類も添付され、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員さん、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは、説明をいたします。

本申請地は由宇総合支所より南に約120mのところにある農業振興地域外の第3種農地です。

申請人は高齢のため農地の維持管理が困難となり、土地の有効活用を考えておりましたが、当該申請地は商店街や銀行にも近く、JR由宇駅も徒歩圏内にあるなど由宇町の中心部にあり、通勤通学、買い物などの利便性が高く、住宅の需要が見込まれるため、アパート経営を計画したものです。

8月23日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行いました。周辺農地に影響はなく、4条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、10番委員は、入場してください。

<10番委員 入場>

続いて、「議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、585㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは、説明いたします。

当該地は、玖珂支所奏より東に約2.3kmのところにあります。

8月29日に事務局と現地調査にっております。

譲受人は現在[ ]およびグループホームの運営をしており、社会復帰施設や福祉・介護事業も順調に増加し、駐車場不足が発生。そのため、当該団体の不動産管理会社である駐車場用地を取得し、当該団体に貸し付ける予定です。14台分の駐車場スペースを確保するものであります。譲渡人は、相続により取得しましたが、仕事の関係で遠方に居住し、耕作管理もできないので、今回譲渡されます。

場所は、施設の北側に隣接した土地です。公道に接し、市道幅員4mあり、問題ありません。

5条許可は適当と思われれます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目、台帳ともに田。面積は、296㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、

自己用住宅の建築です。

農地区分は、農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明を行います。

申請地は周東総合支所より南東へ約1.6kmに位置する1種農地です。

遠方に住んでおり耕作が困難な譲渡人と現在アパートに居住し、手狭なため自己用住宅を建築したい譲受人の希望が一致したため、今回の申請に至りました。譲渡人は、昨年4月にも今回申請地の北側農地を売却しており、宅地に囲まれた申請地は、やや荒廃しており、農地としては存続していくことは難しく考えられます。

8月28日に調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書・事業計画書・被害防除計画書を確認しましたが、周辺農地に影響もなく、5条許可は適当かと思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとし、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、671㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の提出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、353㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、計3件の提出がありましたが、添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 周東地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,156㎡ほか2筆、合計3,277㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか1件、合計2件の通知がありました。

議長 報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 由宇地区  
報告年月日は、令和5年7月31日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか1件、合計2件の提出がありました。

議長 報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

第5番 許可申請書についてですが、この度もらったのが、譲受人も譲渡人も別紙のとおりという記載になっていたのですが、この書類の一番上になるところはきちんと書いてもらった方が誰の申請なのかよくわかっていいと思います。いきなり別紙のとおりって、別紙ってどこなんだろうと。

事務局 できるだけ表紙の方に、1枚目に書いていただきたいのですが、複数人数があったりとか住所が県外などで長いときに別紙のとおりとつけていただいているようです。受付のときにその辺は職員の方で別紙にせず申請書の方に入れていただくようお願いさせてもらってはいるのですが、作ってこられているので、なかなか差し替えてくださいというのが難しいということが実状です。

議 長	それでは農林振興課、お願いします。
農林振興課	・地域計画策定について協力依頼について
議 長	ほか、ありませんか。
事 務 局	・農業会議による研修会の案内について ・9月23日(土)17時から放送の西村キャンプ場で松宮ぶどう園・ビ庵などが紹介される旨、お知らせについて
議 長	委員の皆様からなにかご意見等はございませんか。  次回定例総会は、終了後、先ほど案内の山口県農業会議による研修会を開催しますので、通常より30分繰り上げて、10月16日(月)午前9時30分から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しております。 ご多忙のところとは存じますが、よろしく申し上げます。研修会の終了時間は、正午を予定しています。  なお、本日の農地巡回調査ですが、田原・阿品地区で私(梅川)と片山職務代理者及び地区の担当の黒崎委員・刀祢明委員とで行います。 「FAM'Sキッチンいわくに」に、午後2時集合としますので、よろしく申し上げます。  これで総会は、終了します。 お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年10月16日 月曜日 午前9時30分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時30分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 藤 中 京子

署名委員 陽 志 由 江